

呼値の単位の段階的な適正化に伴う業務規程等の一部改正について

目 次

【フェーズI】	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表（フェーズI・平成26年1月14日施行）	1
【フェーズII】	
2. 業務規程の一部改正新旧対照表（フェーズII・平成26年7月22日施行）	3
3. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表（フェーズII・平成26年7月22日施行）	5

業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズI・平成26年1月14日施行)¹

新	旧
(呼値)	(呼値)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） <u>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u> a 株券（次のbに掲げるものを除く。） <u>1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）</u> <u>につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超える5,000円以下の場合は5円、5,000円を超える3万円以下の場合は10円、3万円を超える5万円以下の場合は50円、5万円を超える30万円以下の場合は100円、30万円を超える50万円以下の場合は500円、50万円を超える300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える300万円以下の場合は10万円とする。</u> <u>ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u>	(呼値) 第14条 (略) 3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） <u>株券は、1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）</u> <u>につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超える5,000円以下の場合は5円、5,000円を超える3万円以下の場合は10円、3万円を超える5万円以下の場合は50円、5万円を超える30万円以下の場合は100円、30万円を超える50万円以下の場合は500円、50万円を超える300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える300万円以下の場合は10万円とする。</u> <u>ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u>

¹ フェーズII実施に係る規則改正については、「業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズII)」及び「呼値に関する規則の一部改正新旧対照表(フェーズII)」をご参照ください。

円、3,000万円を超える5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。

b T O P I X 1 0 0 (当取引所の上場株券の

うち市場第一部銘柄の中から当取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するもの
いう。)を構成する株券(発行日決済取引に係るものを除く。)

1株につき、当該1株の値段が、1万円以下の場合は1円、1万円を超える5万円以下の場合は5円、5万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える50万円以下の場合は50円、50万円を超える100万円以下の場合は100円、100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超える5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年1月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年1月14日以後の当取引所が定める日から施行する。

業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズⅡ・平成26年7月22日施行)

新	旧
(呼値)	(呼値)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） 次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。 a (略) b T O P I X 1 0 0 (当取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から当取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものという。)を構成する株券（発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。) 1株につき、当該1株の値段が、 <u>1, 000円以下の場合は10銭、1, 000円を超える5, 000円以下の場合は50銭、5, 000円を超える1万円以下の場合は1円、1万円を超える5万円以下の場合は5円、5万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える50万円以下の場合は50円、50万円を超える100万円以下の場合は100円、100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1, 000万円以下の場合は1, 000円、</u>	(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） 次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。 a (略) b T O P I X 1 0 0 (当取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から当取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものという。)を構成する株券（発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。) 1株につき、当該1株の値段が、 <u>1万円以下の場合は1円、1万円を超える5万円以下の場合は5円、5万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える50万円以下の場合は50円、50万円を超える100万円以下の場合は100円、100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1, 000万円以下の場合は1, 000円、</u>

100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超える5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

円、1,000万円を超える5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表(フェーズⅡ・平成26年7月22日施行)

新	旧
<u>(株券の呼値の制限)</u> <u>第4条の2 取引参加者は、株券について、1円未満の値段による呼値を行ってはならない。</u>	(新設)
(債券の呼値の制限) <u>第4条の3 (略)</u>	(債券の呼値の制限) <u>第4条の2 (略)</u>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	